

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名	市川市 道路交通部 道路建設課
工 事 場 所	人にやさしい道づくり工事 (R8 市道 0223 号 歩道整備工)
	市川市鬼越 1 丁目 23 番～北方 1 丁目 16 番地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	■本工事の工程計画を立案するに当たっては、以下の条件を考慮すること。 ◇本工区内では市川市下水道建設課の污水管布設工事及び舗装復旧工事をおこなう予定のため、各工事の進捗に支障がないように随時、請負業者及び関連企業と調整を図り、計画的に施工すること。なお、輻輳する工事は以下になります。 工 事 名: 市川第 5-2 処理分区污水管渠布設工事 (R0827 工区) 工事場所: 市川市北方 1 丁目 16 番～21 番地先 外 1 箇所 工 期: 令和 8 年 10 月頃 ～ 令和 9 年 6 月 30 日 (予定) 工 事 名: (仮称)舗装復旧工事 工事場所: 市道 0223 号管内 工 期: 令和 8 年 10 月頃 ～ 令和 9 年 1 月 30 日 (予定) ◇1日の作業時間は原則として昼間作業 (8時から17時まで) とし、作業時間に対し何らかの条件 (道路使用許可等) が付されている場合は、その内容に従うこと。また、やむを得ず上記作業時間以外に作業を行う必要が生じた場合、監督職員・警察及び関係機関と協議の上了解を得ること。 ◇土曜日・日曜日及び祝日は、原則として作業しないものとする。 ◇週間工程表を前の週の木曜日までに監督職員に提出すること。 工程表には、立会いの有無、現道上の作業の有無も併せて記載すること。提出方法は、紙による直接の提出のほか、FAX、Eメール等の利用も可とする。
用 地 関 係	■官民・民民境界標については、事前調査を行い、かつ破損・紛失しないよう保全に十分留意しなくてはならない。また、官民・民民境界標の方が一の移動に備えて、復元可能なように管理すること。 ■境界杭及び鉋が支障になる場合は撤去前に監督職員に確認すること。なお、境界杭及び鉋の復元は管理者との協議の上必ず行うこと。
公 害 対 策 関 係	■本工事施工に伴い、家屋等に影響を及ぼす恐れのある場合は、工事着手前に現状写真撮影を撮るなどをし、監督職員に報告すること。 ■工事に伴う、通常以上に大きな騒音・振動が発生する際は、事前に作業場所と日時を監督職員に報告すること。また、本作業

	により影響を与えると思われる近隣住民に対しては、事前に余裕をもって作業内容を周知すること。なお、施工重機については住民に配慮した低騒音・低振動機械を選定すること。 ■施工期間中における、周辺に対する環境保全対策に関しては、十分に配慮すること。例えば次のとおり。 ◇工事車両の通行による周辺及び通行経路上への影響（アスファルト殻、コンクリート殻の落下等）を防止すること。 ◇施工中の作業員同士の合図は無線機等を使用することとし、クラクション等の大きな音の出る合図の使用は極力さけること。
安 全 対 策 関 係	■施工中の車両の交通規制は、本線側は片側交互通行、枝道側は通行止めを想定している。特に本線側は京成バスの運行経路となっているので通過交通車両の誘導を確実に行うこと。また、作業時は、歩行者通路を車道に設けることになるので、適切な安全対策を行うこと。枝道側は通行止めとなるので、事前にチラシ等による沿道の居住者へ周知し、ご理解を得ること。 ■施工中は交通誘導警備員 B を常時配置すること。また、交通誘導警備員の想定人数は、5 人/日（但し、交代要員として 1 人/日を含む）を見込んでいる。 ■作業休止時（夜間及び休工日）は、車両の交通規制を行わないこと。また、道路上に資機材等を仮置きしないこと。 ■工事期間中はあらゆる工程において、安全対策を十分に講じ、その内容を施工計画書に図等を用いて記載し、監督職員の承諾を得た上で実施すること。具体的には以下のとおり。 ◇第三者の施工区域への立入を防止するために、適切な方法を用いて、工事の作業区域を周囲から明確に区分すること。 ◇工事場所は、富貴島小学校の通学路に接しているため通学時間帯に留意し、交通誘導員を適切に配置するなど児童の安全を確保すること。
工 事 用 道 路 関 係	特に無し
仮 設 備 関 係	特に無し
建 設 副 産 物 関 係	■別紙特記仕様書によるものとする。 ■建設副産物関連の運搬等については、過積載防止を確実に実施すること。
工 事 支 障 物 件 等	■工事に際して支障となるガス・水道等の地下埋設物や電線等については、関連企業との調査・調整を行い、立会いを求め、安全が確立されてから施工を開始すること。
排 水 工 関 係	■工事施工中の路面排水等は適切に排水・処理を行うこと。
地 盤 改 良 関 係	特に無し

そ の 他	■側溝工（プレキャスト U 型側溝）については、1 日で撤去・設置を想定している。埋戻し土については、撤去時に発生した現場発生土を再利用すること。 ■千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準、写真管理基準、品質管理基準）については、最新版を使用すること。 ■本工事内容以外に工事の必要な箇所が生じた場合は、監督職員と協議すること。 ■施工計画書に記載する主要資材は、原則として、仮設材（指定仮設や施工上重要なものを除く）、燃料などの消耗品を除くすべての資材とする。また、材料確認の対象資材も同様とする。確認する材料の数量、頻度等については、受注後、監督職員と協議するものとする。 ■施工管理における書類の作成方法については、千葉県県土整備部が公開している「土木工事書類作成マニュアル」を参考にすること。ただし、同マニュアルと異なる内容を監督職員に指示された場合は、それに従うこと。 ■本工事は、日本中央競馬会競馬場所在市町村環境整備事業寄附金対象工事になっている。このことから、工事期間中はその旨を記載した看板を現場周辺に掲示し、近隣住民及び通過交通への周知を図ること。
--------------	---

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。